

住所 茨城県ひたちなか市大字中根3337番地216  
 住戸 茨城県結城市大字結城12006番地5  
 沈敬普 昭和56年3月2日生  
 住戸 大坂市中央区島之内1丁目5番15—601号  
 金風美 昭和60年8月21日生  
 住戸 大坂市生野区豊西4丁目7番16号  
 李健子 昭和42年8月21日生  
 李婉雨 昭和44年6月9日生  
 李婉雨 昭和47年6月19日生  
 住戸 神戸市長田区庄田町3丁目5番26号  
 姜富子 昭和26年7月30日生  
 尹元気 昭和56年9月29日生  
 住戸 神戸市灘区赤松町3丁目4番16号  
 黄時榮 昭和50年4月23日生  
 住戸 神戸市垂水区多聞台1丁目10番25—14号  
 李安香浩 昭和56年1月23日生

住所 茨城県結城市大字結城12006番地5  
 住戸 茨城県那珂市字大道211番地1  
 生 馬昌和 昭和51年7月17日生  
 住戸 沖繩県うるま市字高江洲1086番地1  
 クラウディア・ルミ・パウカル・コクバ  
 4年1月14日生  
 住戸 愛媛県東温市志津川454番地  
 モハメド・エムムッハレヒン・チョードリ  
 昭和56年2月21日生  
 ルセフ・ア・チョードリ 平成21年2月8日生  
 住戸 横浜市戸塚区川上町413番地29  
 陳騰凱 平成12年3月6日生  
 住戸 埼玉県新座市栄2丁目5番17号  
 姜康子 昭和30年8月10日生

○外務省告示第二百二十三号

千九百七十年六月十九日にワシントンで作成された特許協約条約に基づく規則の一部は、同条約第五十八条(2)の規定に従い、次のように修正され、その修正は、令和二年七月一日に効力を生ずる。ただし、第四規則、第十二規則、第二十規則、第四十規則の二、第四十八規則、第五十一規則の二、第五十五規則及び第八十二規則の三の修正は、同日以後に受理官庁が同条約第十一(一)の規定に基づき、又は二以上の要素を受理した国際出願について適用する。また、第十五規則、第十六規則、第十七規則及び第九十六規則の修正は、同日以後に徴収官庁が手数料を移転する国際出願について適用するものとし、当該手数料には、(b)の規定により適用される第十六規則の規定に基づいて徴収される手数料を含む。また、第二十六規則の四の修正は、同日以後の国際出願日を有する国際出願について適用するものとし、第七十一規則及び第九十四規則の修正は、令和二年七月一日以後に国際予備審査機関が受理又は作成する書類について適用する。第八十二規則の四の修正は、同日以後に満了する

82の4.2 (a)の規定が適用される期限について適用する。

(令和二年一月十六日付け世界的所有権機関事務局長回章)

令和二年六月二十二日 外務大臣 茂木 敏充

一 4.18中「又は5」の規定する明細書、請求の範囲若しくは図面の部分」を「若しくは20.(a)に規定

する明細書、請求の範囲若しくは図面の部分、又は5(a)に規定する要素若しくは明細書、請求の範囲若しくは図面の部分」に改める。

二 12.1の2の表題中「20.(5)」の下に「20.(5)」を加え、

12.1中「20.(3)(b)」の下に「20.(5)(b)」を、

20.(5)(c)を、

20.(5)(c)の下に「20.(5)(c)」を加える。

三 15.2の表題を「額及び移転」に改める。

15.(c)及び(d)並びに16.(c)及び(d)中「速やかに」を削り、

15.(c)及び(d)並びに16.(c)及び(d)中「受理官庁は」の下に「96.2の規定に従つて」を加え、

15.(d)(ii)及び16.(d)(ii)中「負うものとし、」及び「交換し、」の下に「96.2の規定に従い」を加える。

五 20.5(a)中「を除く」を「及び5(a)に規定する場合を除く。以下「欠落部分」という。」に改め、

「国際出願」の下に「として提出されたもの」を加える。

六 20.5の2の次に5として次のように加える。

誤つて提出された要素及び部分

(a) 受理官庁は、国際出願として提出される書類が第十一条(1)に掲げる要件を満たしているかどうかを決定するに当たり、第十一条(1)(ii)(d)若しくは(e)に規定する要素の全体が誤つて提出された若しくは提出されたものと認められる場合、又は明細書、請求の範囲、若しくは図面の部分が誤つて提出された若しくは提出されたものと認められる場合(すべての図面が誤つて提出された又は誤つて提出されたものと認められる場合を含む。以下「誤つて提出された要素又は部分」という)には、出願人の選択により、速やかに出願人に対して次のいずれかのことを求める。

(i) 正しい要素又は部分を提出することにより、国際出願として提出されたものを補充すること。

(ii) 4.18の規定に基づき当該正しい要素又は部分を引用により含めることを20.(a)の規定に従つて確認すること。

また、意見がある場合には、20.7に規定する当該期間内に意見を述べたことを求める。受理官庁は、優先権の主張の基礎となる出願の日から十二箇月を経過した後に当該期間が満了する場合

には、これにつき出願人の注意を喚起する。

(b) (a)の規定に基づき求め又はその他の理由による結果、出願人が、第十一条(1)に掲げる要件のすべてを満たした日又は満了日の前であるが、20.7に規定する当該期間内に、国際出願として提出されたものを補充するために正しい要素又は部分を当該受理官庁に提出した場合、当該正しい要素又は部分は国際出願に含まれるものとし、誤つて提出された要素又は部分は国際出願から削除されるものとし、受理官庁は、第十一条(1)に掲げる要件のすべてを満たした日を国際出願日として認め、20.(b)及び(c)並びに実施細則に定めるところによつて処理する。

(c) (a)の規定に基づき求め又はその他の理由による結果、出願人が、第十一条(1)に掲げる要件のすべてを満たした日の後であるが、20.7に規定する当該期間内に、国際出願を補充するために正しい要素又は部分を当該受理官庁に提出した場合、当該正しい要素又は部分は国際出願に含まれるものとし、誤つて提出された要素又は部分は国際出願に含

まれるものとし、誤つて提出された要素又は部分は国際出願から削除されるものとし、受理官庁は、国際出願日を当該受理官庁が当該正しい要素又は部分を受理した日に訂正し、当該出願人にその旨を通知し、実施細則に定めるところによつて処理する。

(d) (a)の規定に基づき求め又はその他の理由による結果、正しい要素又は部分が、20.(b)の規定に基づき、第十一条(1)(ii)に規定する一又は二以上の要素を受理官庁が最初に受理した日に国際出願として提出されたものに記載されているとみなす場合には、誤つて提出された要素又は部分は国際出願に残るものとし、当該受理官庁は、第十一条(1)に掲げる要件のすべてが満たされた日を国際出願日として認め、20.(b)及び(c)並びに実施細則に定めるところによつて処理する。

(e) (c)の規定に基づき国際出願日が訂正された場合には、出願人は、(c)の規定に基づく通知の日から一箇月以内に受理官庁に提出する書面において、当該正しい要素又は部分を無視すること

を請求することができる。この場合には、当該正しい要素又は部分は提出されなかったもの、当該誤つて提出された要素又は部分は削除されなかったもの及び当該規定に基づく国際出願日

の訂正はなされなかつたものとみなされ、受理官庁は、実施細則に定めるところによつて処理する。